

平成25年 8月16日  
平成25年 8月16日

平成25年第5回  
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第66号

平成25年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年8月9日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成25年8月16日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第54号 ゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正について

議案第55号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第56号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

---

○開会日に応招した議員

白川立真君

三鴨義文君

米澤睦雄君

板井隆君

植田均君

景山浩君

杉谷早苗君

細田元教君

石上良夫君

井田章雄君

秦伊知郎君

亀尾共三君

真壁容子君

青砥日出夫君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

## 平成25年 第5回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

平成25年8月16日（金曜日）

---

### 議事日程（第1号）

平成25年8月16日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事日程の宣告
  - 日程第4 議案第54号 ゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正について
  - 日程第5 議案第55号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第6 議案第56号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事日程の宣告
  - 日程第4 議案第54号 ゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正について
  - 日程第5 議案第55号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）
  - 日程第6 議案第56号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 

### 出席議員（14名）

1番 白川立真君	2番 三嶋義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君 書記 ----- 小 林 公 葉君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 陶 山 清 孝君  
総務課長 ----- 加 藤 晃君 財政室長 ----- 三 輪 祐 子君  
健康福祉課長 ----- 伊 藤 真君 建設課長 ----- 頼 田 泰 史君  
上下水道課長 ----- 谷 田 英 之君 産業課長 ----- 仲 田 憲 史君

---

○副町長（陶山 清孝君） お疲れ様です。陶山でございます。本日のマスコミ報道等で既に御存じだと思いますが、昨日、当町含めます一連の集中豪雨の地域が激甚指定になりました。これについて御説明させていただきます。

本日、補正予算を組ませていただいておりますけども、この補正予算は激甚指定前に組んだものでございまして、一部その内容と整合しないところがございますが、個人負担の方が減るという前提で、どうぞ御審議の方をよろしくお願いしたいと思います。

昨日の指定の内容でございます。平成25年6月8日から8月9日にかけて一連の気象現象によつての梅雨前線及び暖湿気の流入並びに台風4号及び台風7号により、東北・中国地方を中心に全国各地に甚大な被害をもたらされました。このため、激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律に基づき当該災害を激甚災害として指定し、あわせて当該災害に適用すべき処置を指定する政令が8月15日の閣議決定をされたものでございます。

過去5年間の補助率のかさ上げを言いますと、84%ぐらいの補助が大体93%ぐらいになるのではないかとということになっております。これから詳細について検討いたしまして、できるだけ速やかな執行を準備したいと思いますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） が少なくなる前提でということでした。（発言する者あり）

○副町長（陶山 清孝君） なくなるではありません。（発言する者あり）本日は、15%の御負

担をお願いしようとしています。しかし、激甚指定になりますとその数字が幾分変わってくると  
思います。今後、その内容を十分精査しながらできるだけ負担が少なくなるように調整したいと  
いうぐあいに思います。（発言する者あり）今、補助の中では過去5年間で大体93%というの、  
これが一つの目安ではないかなというぐあいに思っています。（発言する者あり）はい、ただこ  
れはあくまでも国の方が言っている数字ですので、実際の数字がどのくらいになるのか、御負担  
をどのくらいいただくことになるのかというのを精査したいと思います。もう少し時間をいただ  
けませんか。きょうのところは15%という御負担で提案させていただきます。きのう  
の激甚指定と数字が少し合いませんので、そのことを御理解の上、御審議いただきたいと思いま  
す。よろしく申し上げます。（発言する者あり）

---

### 午後1時30分開会

○議長（青砥日出夫君） 定刻になりました。これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しており  
ますので、平成25年第5回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

12番、亀尾共三君、13番、真壁容子君。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### 日程第4 議案第54号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第54号、ゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議案第54号、ゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正について。

平成24年3月南部町議会定例会において議決された議案第20号において一部誤りがあったため、その訂正について、地方自治法第96条第1項第8号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、売却する土地の表示。変更前、鳥取県西伯郡南部町落合478番地1ほか33筆。変更後、鳥取県西伯郡南部町落合478番地1ほか35筆。2、売却する土地の面積。変更前、1万4,431.27平米。変更後、1万4,629.19平米でございます。

簡単に内容を御説明します。本件、議案第54号のゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正についてですが、これは平成24年3月議会定例会におきまして議決いただきました議案第20号中、売却土地面積に誤りがあったことが判明したので、これを訂正し、改めて議会の議決を求めるものでございます。

訂正内容につきましては、土地の表示及び面積についてです。土地の表示は、南部町落合478番地1ほか33筆を南部町落合478番地1ほか35筆に。土地の面積は、1万4,431.27平方メートルを1万4,629.19平方メートルに訂正するものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） このたびゆうらくの土地売却に関する議決案件の訂正ということで再度議決をせよということですが、私は昨日8月9日に行われました全員協議会に出席しておりませんが、その際の資料としていただいております一連の経緯という文章を読んでおまして、お聞きしたい点がありますので、よろしくようお願いいたします。

まず、24年2月27日、行政財産の用途廃止が34筆、1万4,431.27平米、これが用途廃止をされて、3月19日に同じく34筆の議案で議会が賛否両論あったわけですが、可決されたわけですが、その後、5月11日に伯耆の国との売買契約に当たり、この差異がわかったという認識を私は持ちました。といいますのは、ここで36筆、1万4,629.19の申請が提出され、その内容を現地に確認したところ、2筆の197.92平米、これが漏れていたということがわかったという説明も明らかにしておられます。ということは、5月11日に既にこの2筆の漏れはわかっていた。そして、5月16日に町長はそのことを知りながら譲渡決議を決議している。このことは言い逃れのしようがないと思います。この対処のときに対処の中で、決算審査を受け、監査委員に説明いたしました。監査委員より瑕疵があったことについては速やかに正しておくべきとの御指導をいただきましたので、今回の議案を提出するに至ったということになってますが、これはどういうことでしょうか。わかっていながら、それを口を拭いていたと言われても仕方がないではありませんか。これは町長のしかとした答弁を求めたいと思います。

そして、2つ目には、この訂正議案というものが地方自治法、この議案で言うておられます96条第1項第8号、これを根拠に訂正するという議案ですけれども、こういうことが成り立つのかということです。地方自治法第96条の本文ではありませんけれども、実例通知判例を読みますと、議会の議決を経た事項の変更については、全て議会の議決を経なければならない。ただし、軽易な事項については本法第180条により措置しておくことが適当であろう。これが本文の解説的な中身です。私が言いたいのは、この議会の議決を経た以降の変更の問題です。今回の案件は訂正です。変更ではありません。もともとの議案が間違っておったということで訂正するわけです。ですから、この変更ということは、地方自治法に書いてあるけれども、この訂正などということは想定外だと、法上許されないというふうに私は考えますが、その点の見解を求めます。

**○議長（青砥日出夫君）** 副町長、陶山清孝君。

**○副町長（陶山 清孝君）** 副町長でございます。2点、御質問いただきました。

まず、わかっていながら契約したのではないかということでございますけれども、この経過の示すとおり、そのとおりでございます。なぜ契約したのかということでございますけれども、1点、一番大きな要点は、議員も御存じのとおりでございますが、この議論の中の一番の核心は、ゆうらくの面積、そして、範囲でございます。そのゆうらくの面積の中に、今回、旧落合公民館が当時から西伯町の土地だったということもあって買収面積から外れていた。ですけれども、その件に

つきましては全体のゆうらくの機能ということで御説明してきたところでございます。この質疑の議論の中でゆうらくの土地は除くだとかそういう話はしておりませんでした。いわゆるゆうらくの機能を持った土地については買収をするということで議会の御審議をいただいたものです。したがって、その区域、それから面積、さらには金額、このものに対して一切問題はないというぐあいに判断いたしましたところでございます。特に金額には変動はないということで、そのまま契約へ図ったものでございますけれども、最終的にそういう疑義が生じたものには変更が必要だろうということで今議会訂正の議案を申し上げるものでございます。

それから、もう1点、8号のことについてでございますけれども、各方面にこの対処について協議をしましたところ、訂正でいいたらうということでございます。訂正とはあくまでも数字の軽微な誤りだということで、それについては訂正でいいということでございましたので、今回の議案の形式をとらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（青砥日出夫君）** 5番、植田均君。

**○議員（5番 植田 均君）** 私は、具体的に議案として34筆ということで、平米数も変わってますよ。これを軽微な変更という認識と、それから事実の経過としてわかっていて、それを議会に説明することもなしに事務を進めてきたということについては、町長はそのことをきちんと町民に対して謝らなければならないと思いますよ。軽微な変更の枠内という認識は、非常に私は町民の理解を得られません。そして、3月議会で34筆で売買金額を議決したのでありまして、それは34筆を前提にしての議決ですよ。それを筆数がふえて総額が変更にならないという何の説明にもなってませんよ。町民に対して責任ある答弁をしてください。そして、地方自治法の解釈の問題でいろいろ法律的に検討されたとおっしゃいますけれども、それがなぜ軽微なのかというのは、町長の判断ですよ。軽微かどうかというのは、これは行政の長たる責任者が町民の皆さんに説明して、これが軽微だと思いましたので、このように処理させていただきました、答弁もしないようなことでは私は到底納得できません。

**○議長（青砥日出夫君）** 町長、坂本昭文君。

**○町長（坂本 昭文君）** 町長でございます。先ほど副町長が説明したとおりでございますが、まず面積の誤りがあったということにつきましては大変遺憾なことではございますが、これはおわびを申し上げなければいけないというように思っておりますが、ただ議会の審議におきまして、この筆数とかなんとかの問題ではなくて、とにかくあそこの用地を全て、あの区域を全部を売却すると。日数を残すとかいうような話は全くなかったわけでありまして、そういういわゆるその趣旨というものを議会の方としては御理解をいただいたというぐあいに私は理解をいたしております。

ます。

それから、金額につきましても、そのものも含めた金額でございまして、改めてそういう議案を提案するにいたしましても、金額がないものの提案になるというおそれもあったわけございまして、正直なところそんなに大きな問題に考えてはいなかったということございまして、といいますのは、あれだけの面積になりますと、例えば実測でもすれば、当然面積の誤差というものが出てきます。これはいわゆる登記簿の台帳上の面積で提案をしておるわけございまして、例えばそういう折に違ったときにはどうするのかというような、はっきり申し上げて明快な指針というものを持ち得ませんで、これはちょっと言葉は悪いわけですけれども、趣旨を御理解いただいているので、軽微な誤りだという認識でおったわけございまして、御理解をいただきまして御了解をいただきたいというように思います。

**○議長（青砥日出夫君）** 12番、亀尾共三君。

**○議員（12番 亀尾 共三君）** 何点かお聞きしますので、答弁よろしくお願いします。

まず、先ほど町長の答弁であったんですが、2筆が問題ではなかったという、問題になるようなことでないというような、ひとくくりではそういう答弁だったと思うんですよ。しかし、私は非常に不思議に思うのは、財産管理台帳というんですか、公有財産の、ちゃんと総務課の所轄だと思うんですけども、そこにあると思うんですよ。そうすれば、そこでこのゆうらくの用地を売却したいということであれば、ちゃんとその台帳を見れば、ここで落合の公民館の跡地というものがはっきりとわかると思うんですよ。ところが、それが落ちておることが私は不思議でならないんで、その財産管理、いわゆる公有財産の管理というものがどういいうぐあいに日ごろ扱われているのか、そのことをまず1点お聞きします。

それから、当然金額は動いてないわけですが、面積は違っているわけですね。1万4,431.27平米が変更後は1万4,629.19平米になっているわけです。当然面積がふえるわけですね。私は去年の3月の議会の中の議事録、繰ってみます。そうすると、当時の答弁でこうあるんですよ。平米単価が1万1,500円で、それで算出したと、1億七千何がしを言ってるんですよ。そうすると、これだけ面積がふえれば、そのとき言われた平米単価というものは一体どうなるんですか。当然面積がふえれば平米単価で1万1,500円を出されておれば、当然この売却の値段も違うのは当たり前じゃありませんか。何か数合わせをその都度その都度の場合によっては口裏を合わせるといいますか、言い逃れをするというようなことを平気でやっておられるというぐあいに当然とられるんですが、この平米単価1万1,500円がそのまま出されるとこの金額になるわけですか、そのことをお答えください。

それから、もう1点聞くんですが、いわゆる議会が5月の11日に筆数が違っていたということがわかった時点で、しかもその後で、昨年5月16日に譲渡決議を決裁されておいて、6月1日に土地売却契約を締結されておりますね。私は、議会で慎重審議してるんですよ、賛成討論であろうが慎重審議をやってるんです。行政側から出された資料に基づいてやってるんですよ。ところが、間違っているのにそのまま1年数カ月たって、いよいよもってここで指摘されたから出すという、監査から指摘されたんで明らかにすると議会に出された。まさに議会軽視そのものではありませんか。なめるのもいいかげんにしてほしいということを言いたい、俗な言い方言えばね。執行部は、一体議会に対してどういうぐあいに扱いをされているんですか。そのこともお聞きします。

それから、最後になりますが、実は私、落合に住んでおまして、当然落合のこの公民館を使っております。以前、旧公民館地、それから新しい落合の公民館地、これもいわゆる公有財産、町のものだったということでしたら、これは私、いつも質疑もかけてなかったですけど、落合の会で。いわゆる借地料というものは、落合区は払ってないというぐあいに、私、認識するんですが、ほかの全ての公民館、各集落にありますね。その土地はどういうぐあいになっているんですか。そのこともあわせてお聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、第1点目の財産台帳の関係でございます。財産台帳、総務課の方で管理しておまして、本来ここで今回の分がわかるはずだないかということでございます。その辺につきましては非常に連携がまずくて、こういう結果をしてることがございまして、その点につきましては申しわけなくおわび申し上げます。日ごろの管理のやり方としましては、議決になって最終的に売買されてから台帳を整理しているという状況がございまして、その関係で今年度の売却になりましたので、今年度落とす処置をしているということがございます。ですから、昨年時点でのその中のことを本来は確認して売買の議決の方を出すときに確認しなければいけなかったわけですけども、そこについてはちょっと連携ができていなかったということでございます。

それから、公民館用地につきましての借地の関係でございますけども、現在借地料としていただいているところはございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。平米単価が1万1,500円というところで、確かにその金額は当時説明いたしました。まず、一連の説明の中でも、ゆうらくの土地を

幾らにするのかというところで、平米単価、幾らというようなつもりではございませんでした。ただ、不動産の鑑定をしていただいたら1万1,500円であったというところの説明でございましたので、あそこを土地開発公社から購入した金額から、今、落合集会所の用地代を引いたものであそこを譲渡するという説明でしたので、平米、幾らというような説明ではございませんので、その辺は意味の取り違いではないかというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） まず、台帳管理のことなんですが、連携がうまくできてなかったということなんですが、じゃあ聞くんなんですが、どこが結局うっかりそういうことをしておったんですか。恐らく連携がうまくいかなかったというのは、こちらがこう思い込んだ、いや、こちらが思い込んだとその連携だと思ってるんですが、原因は何が原因でこういうことの結果になったのかということ。

それと、あわせて言うんですが、以前、固定資産税の過誤納がありましたね。あのときも大変な町民の人に迷惑をかけたということで、絶対にこういうような誤りはしたくないからということで、そのところで教訓を得られてやられたと思うんですよ。しかし、どうしてまたこういう大きな瑕疵が起こったのか、一体あの教訓はどうされてなったのか。そのこともお聞きします。

それから、先ほど平米単価については不動産鑑定と言われた、不動産鑑定してないでしょう。不動産鑑定士要ると、お金がたくさんかかるので、それはやっておりませんということだったんですよ。なのに、先ほど課長の方は不動産鑑定士の云々と言われたんだが、そのことをやられたのかやられてないのか、あれはうそだったのかどうなのか、これもお聞きします。

それから、平米単価が1万1,500円と言ったのは、何か曖昧なような答弁だったんですが、先ほども言ったでしょう。議会へ資料を提出して答弁したことについては、真摯に受け止めて慎重審議審査して賛成反対をやるんですよ。そんないいかげんなことをずっと今までやっておったんですか。今後もやるつもりなのか。はっきりしてください。以上。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。数字の差異でございますので、大変遺憾に思っております。原因は、健康福祉課がっております土地開発公社の売買契約書をもとにこの面積を議案に上げたというのが一番の問題点でございます。土地開発公社は土地をみずから買収する行為をして造成をして、また町に返すわけでございますけれども、もともと落合旧公民館が西伯町の土地だったということもあって、その買収をしていなかったわけです。買っていなかったわけですね、土地を開発公社は。そのものをもとにした契約書をもとに議案をつくったために

生じた誤差でございます。大変申しわけございません。

ただし、先ほどから申していますように、全体の説明はこの落合公民館の部分を削除するだとか外すだとかという議論はこの議会の中でもなかったということ。それから、金額についても先ほどから出ておりますけれども、単価の問題の議論はあえてしなかったと思います。ただ、できるだけあそこに投下したお金というものは町民の皆様に御迷惑をかけてはならないので、これまで御説明してきましたとおり、できるだけ町が投資した金を伯耆の国の方で買っていただくという交渉をした経緯がございます。除くところというのは新しくしました落合の新公民館の部分は除いて、あとその後に投下したお金全部をゆうらくの土地の機能として買っていただくという御議論だったと思います。したがって、区域、金額については、ここで説明しましたことに何ら差異はございません。ただ、土地開発公社の契約書をもとにして議案を出したために2筆が漏れていたこと、これに対しては非常に遺憾でございます。改めておわび申し上げたいと思います。

不動産鑑定につきましても、これはあくまでも参考でございます。私が知る範囲では、平成16年あたりから約20%から30%評価額が税金の関係ですけど、落ちております。したがって、約8,000万円であそこを買いましたけれども、仮に20%落ちたとしたら1,600万円からの土地代金が落ちる。いわゆるゆうらくの機能を安く売るということも起きるわけでございます。そうした場合に、町民の皆様に税金を使って買ったお金と誤差が生じます。そういうものも全て含んで、全体の機能として今あるものを町民が使ったお金で買っていただく。これが一番素直だろうという提案でございます。あえて平米単価というものはしなかったというのが本位でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（青砥日出夫君）** 13番、真壁容子君。

**○議員（13番 真壁 容子君）** 先ほど植田議員と亀尾議員の質問に対する答弁の中で、わかっていながら契約をしたと、軽微な誤り、趣旨は理解してもらっている。金額はそれを含めて同じものだと。こういうふうの説明していました。そんなに大きな問題ではないと町長おっしゃったんですけれども、そんなに大きな問題ではない軽微な誤りがどうしてこのお盆の時期に議会を経なければならぬんですか。どうして軽微な誤りといって監査が瑕疵を指摘して歩みを正すようにと言われて議会を開かなければならなかったんでしょうか。私は、議会としても議長、この点を町長に正しておくべきだということを議長におあずけしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど副町長がいみじくも遺憾でおわびと言ったんですけれども、遺憾とおわびの責任はどこにあるんですか。ちょっとお聞きしていきますが、1つは、行政財産を普通財産にしたときに34

筆で、ここで間違っただけと言っています。ところが、あなた方の出された資料には、健康福祉課は担当課ですよ、2枚目。健康福祉課は全て行政財産として出したと書いてあるじゃないですか。この文書の誤りを認めない限りはこの説明をしていただかなければならなくなりますので、町長、財務規則第228条、用途の変更及び廃止の場合、行政財産用途廃止の変更または廃止をするときには、関係図面を添えて町長の決定を受けなければならない、こういうふうに書いてあります。2月27日、行政財産用途廃止決議書。伊藤課長で出ているこの内容には以前の議会でも問題にしましたが、これ稟議なされていないのではないかとこのことを指摘させていただきました。情報公開でも関係図面出てこなかったですね。知っててやってたんですか。あなた方が2月に行政財産を普通財産にかけるという34筆、これは町長の決裁がなければできないことです。町長が関係図面を見ていなければできないことではありませんか。町長、この2月27日の決裁をいつ受け取って、この図面をいつ見たのか。どういうふういつ判を押したのかというのを教えていただけませんか。と同時に、議長、この行政財産用途廃止決議書には図面をつけなくてはいけないことになっているんですよ。今、説明では34筆と言っているんですけども、去年の3月議会で議会があんなに慎重審議した中身が違ってたわけですよ。申しわけないですけども、私はこの場でたつてA41枚で34筆と言っても信じられないので、その行政財産用途廃止決議書のときに添付された図面を今、出していただけないでしょうか。34筆、町長が決裁した文書なんですよ。これを見れば行政財産を普通財産に変えるときに2筆落ちていた、どこに原因があるかわかるのではないですか、町長。それで、この行政財産用途廃止決議書がたった1枚情報公開で、伊藤課長の分だけしかないのはなぜなのか。どうして稟議しなかったのか。決裁は誰がしたのか。この行政財産用途廃止決議書についての回答をお願いしますね。

次、5月11日以降、わかっているながら契約をした。この段階では町長、議案の議決にないことを契約しているんです。これは明らかに地方自治法違反になるのではないですか。地方自治法237条、財産の管理及び処分は議会の議決を経なければならない。このことが町長の言っている軽微な誤りですか。とすれば、町長は議会の議決を経ずに法で決まっている契約をしたことになります。これが町長の言葉で言う軽微な誤りですか。そのことを町長に問います。

3つ目、この間、放置していた問題です。あなた方は平然とわかっているながら契約したとありますが、わかっているながら契約した、このこと自体が公務員としてしてはいけないことだという自覚はありますか。このことを説明してください。折しも多くの議員はことしかと思ったんですよ。ことしの5月にわかったのか、去年の5月ですよ。それ以降、議会でも質問あったでしょう。この伯耆の国をめぐる町長選挙、町議会選挙もありました。そのときにもだんまりを決めてあ

なた方は何も言うてこなかった。この指摘にどう答えますか。それも町長、お答えくださいね。

4点目、町長は金額は何ら変わりがないと言いました。先ほど副町長の説明では、旧西伯町では公社が買収した土地しかなくて町有地は公社では買収していなかった。そうなんですよね。とすれば、今の時点で伯耆の国に渡ったこの2筆の町有地はいつ伯耆の国から、伯耆の国に渡ったときにですね、この用地は売ったというんですけど、この用地費はどこに出ているんですか。あなた方はお金に換算がないと言いますが、これは情報公開した資料で特別養護老人ホームゆうらくの用地取得に係る経費とあります。今から言うどの中にこの2筆の用地費が入ってるか言ってくださいよ。1点目、用地費8,603万3,064円、この中に町の用地が入って要るんですか。補償費の6,516万の中に入っているんですか。あと、測量調査設計費、工事費、事務費、借入金利子、このどこに町の用地費が入っているんですか。この説明ができればあなた方の言っている全額お金が入っているということになります。このどこにも入っていないのではありませんか。入っていないかどうかお聞きして、この2筆の現時点での税務課での評価額は幾らになっていますか、お聞きします。

**○議長（青砥日出夫君）** 総務課長、加藤晃君。

**○総務課長（加藤 晃君）** 総務課長です。関係図面の関係でございますけども、情報公開でお出した文書の中に町長の決裁が漏れてる。それから、図面がついてないということだと思っておりますが、決裁の関係は例えば原本をここに手持ちに持っておるわけでございますけども、情報公開のときに決議書という内容を出すという意味で、ちょっとここは担当の方から落としていたということでございます。決してその後からどうのこうのありません。24年2月27日に起案決裁となっております。最終的に町長の方が決裁いたしております。

それから、図面につきましては情報公開でこれを出しておると思っておりますが……（発言する者あり）情報公開でもお出ししてありますが、図面につきましては当然この2筆を囲んだもので図面というのは出してあります。

それから……（発言する者あり）金額についてでございます。金額についてどこに入っておるかということでございますが、これについてはここに含まれるものではございません。ただ、当然用地費というのは町有地以外を買ったお金、それから補償費は流木とか、それから建物、それから測量費は測量したもの、工事費は工事費でございます。町有地につきましては、買う必要はなかったわけですから当然経費に入っていないわけですが、売るときにどういう扱いをとったのかということでございます。これについては当然、そこを含めた一体のものとして売っておりますので、その中には含まれて売っている。それで、値段的にということをおっしゃるんですけども、例え

ば個人用でもあっても自分の土地を含めて用地を造成して売るときには、売るときの値段に自分の土地を含めるかどうかについてはそのときの時価とかそういうものによって影響すると思います。ですから、先ほども副町長も申しましたが、地価が下落している状況の中で、この分を上乗せまでしてなかったということでございます。ですから、売るときに係った経費、町有地を外しておりますが、町有地の買収はしてないわけですが、係った経費で住民の方にそれ以下で売ることは損害を与えるといえますか、そういう格好になりますので、その分は最低限負担していただいたということでございます。

わかっていながら契約ということでございますが、これは先ほど来申し上げておりますけれども、地方自治法237条、先ほど真壁議員の方が言われましたが、議会の議決を経なければならないということがありまして、最初の3月時点で議会の議決を受けておるということでございます。ただ、先ほどから申しておりますように、非常に事務的な手続の不備とかありましてこういうことをしておるわけでございますが、決して法律上これが無効になるものではないという判例もございまして、例えば議会の議決を経る案件であっても予算の方で審議されてれば有効だとかいう判例もございまして、そういうことから契約についてはさせていただいたということでございます。決して議会軽視でやったものではございませんでして、ただ先ほど申しましたように、軽微なものという考え方でございました関係で、こういう扱いをさせていただいたということでございます。

あと、放置してたということがございましたが、今年の5月の11日にわかったということございまして、それから1年間というのがあったわけでございますけれども、これにつきましては先ほど来申しましたように、こちらの方が議会の議決までを考えてなかった関係で、今回、決算審査の中で監査委員さんの方に報告させてもらったときに監査委員さんの方から、やはりこれは正しておくべきであろうという指摘をいただきましたので、させてもらっているということでございます。決してそうしなくてもいい、やっただけであったわけでございますが、軽微なものという扱いでございましたので、議会の方に監査委員さんの話してから報告させてもらうというような形でございました関係で、途中での報告はしておりません。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほど真壁議員が評価額が幾らかというところでしたので、税務課の資料の中で647番の5、44.92平米の部分は現在、平成25年の評価額では29万8,403円となっております。もう一区で649番の3、153.68平米は、74万1,198円という評価額になっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） お諮りします。先ほど真壁議員の方から図面の添付ということでしたが、皆様方、図面が要るとすれば出させますが……（「お願いします」と呼ぶ者あり）お諮りします。図面を出した方がいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） そういうことで、ちょっと休憩します。

午後2時13分休憩

---

午後2時29分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

質疑を継続します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 休憩中に資料を出していただきましたこの点かな、行政財産を普通財産にするときの2月27日の文書、この点については、きょう、図面とこの稟議書、それと、ゆうらくの用地の番地を含めた分、これが出てきました。これがついて決裁をとったということですね。

1点でいえば、情報公開には2月27日段階でこれが出てこなかったというのは、あえて出さなかったのかと聞かざるをやっぱり得ませんね。担当課長お答えくださいね。情報公開にこれが漏れていたのは、ほかは全部ついていたのになぜなのかという点。私から見れば、この時点でこれだけ出たら、34筆か36筆わかりますよね。どうして出さなかったのかということと、情報公開で漏れておったときにはどう対処したらいいのかということも総務課長に聞いておきますね。

それと、本題に入りますが、町長、この決裁書には町長、副町長、総務課長、主管課長、合議した判が町長決裁で24年の2月27日にとっています。そこでは行政財産の用途廃止について、別紙のとおり、行政財産の用途廃止してよいか伺います。ゆうらくの用地。落合478-1ほか33筆と書いています。ここで健康福祉課長の誤りだというのは、担当課の責任だというのは、36筆の図面を用意しておきながら、34筆という内容で決裁をとったという内容なんですね。そうですね。これが担当課の責任だって書いてありますが、町長、町長が判を押して副町長も判を押している、総務課長も押していらっしゃる、このいうときには、図面とこの番地の突き合わせはしないのか、お答えくださいね、この責任はどこにあるのか。これが軽微な誤りと言いますが、このことによって議決と契約の内容が違ふし、監査からも指摘されてこのように臨時議会を開いて議会の議案の訂正をしなくてはならなくなる。この事態をつくった原因はどこにあると見

ているのか、責任ですね。少なくとも町長、あなたにあるのではないですか。こういうことが自分でこういうことをやっておいて、軽微な誤りでわかっていながら契約をした。

次に行きますよ、この責任はどこにあるのか。次、わかっていながら契約をした。議会の議決もできていないのに契約をしたというのは事実ですね、その事実をお認めになるかどうか。議会の議決もない場所を、勝手に人に渡して行政財産も普通財産もしないで、そういう議決したという自覚ありますか。ありますよね、あったらその責任は誰にあるのか、ここです。長いこと放置してきてるんですよ。それも含めて。そういう姿勢が町長や公務員としてのいいのかという点も聞きますから町長の意見聞きますね。それで町長、これは地方公務員法の中で言えば、29条の懲罰の対象になるのではないかと。そういうふうにしなければいけないのではないかと思うんですね。ここで聞きしておきたいのは、先ほど担当課長が誤った文書を出したというのはわかったんですけども、押した責任はどうかということと、ここです、それから、こういうふうに町有財産を管理する、監督する課というのはどこにあるのか。この責任はなかったのか、ということですね。そこについて、どのような処分がなされなければいけないのかということ、私、聞きたいと思うんですけども、もし町長、課長等、担当課について責任がないというふうに仮に職員をかばったとしても、町長、あなたの責任は逃れられないと思うんですよ。先ほどのように軽微な誤りだとか、わかっていながら契約をしたとかいうのは社会的に通用することではありません。そういうことを、先ほど言ったことを、町長が、副町長も言ったことも、町長が代弁して謝りになられて、このことについての責任の重大さと、今後そういうことが起きないためにどこに原因があったかということをお口で述べられて、これにする懲戒としてはどのようなことを考えているかということをお述べになるというのが、私は今のあなたの立場ではないかというように思うんですがどうか、という点。

それと議案についていえば、総務課長が用地費等のどこにも町有地の費用は含まれていないと言いました。今回の議案はただ単なる数字の合わせ方だけで、面積を広げただけと言いました。広げた面積197.92平米を広げただけで金額変わらへんて言いましたが、先ほどあなたの横の横に座っておられる課長が読み上げた金額では、この2つの区画が29万8,403円と74万1,198円。合わせて103万9,601円の土地を議会に行政財産、普通財産もしない、このことを無償で渡すとも言わないで、町民にもわからずに、町有地から法人の伯耆の国の所有になっている。これはおかしいですよ、どうですか。面積がふえてんからどんなふうに弁解しようとふえた面積分の103万9,601円の用地費は誰が負担するのか。もしここでお金が問えないとするのであれば、この分は町有地だったのですが、伯耆の国に無償で提供するって言わ

ないといけないのではないですか。そういうことを言わずに、用地費は関係ないとか金額変わらないって言うのは、全くのすりかえだというふうに指摘しないといけないと思うんですけども、その辺を反省するつもりがあるかということです。町民に対しては、間違っていて申しわけなかった、間違った図面や資料をつくって、行政財産を普通財産にできなくて申しわけなかった、ついてはこのことについての責任はここにあり、どういう責任をとるということをはっきりと住民に言えるかということ。

二つ目。長いことにおいてあった長時間の放置していた責任で、町長としては結果として、意図的に議決していない内容で契約してしまったという自覚があるのか。あるとすればそのことを謝って、町長みずからがどのような懲戒処分を自分でなさろうとしているのか。

三つ目。どうこう言おうと、ふえた面積分の103万9,601円については、これを無償提供すると言うのか。改めてお金を伯耆の国から103万9,601円をいただくというふうにするのか。本来であれば、このようにしなければいけないのではないかという指摘にどのようにお答えになりますか。

**○議長（青砥日出夫君）** 町長、坂本昭文君。

**○町長（坂本 昭文君）** 町長でございます。最前申し上げましたように、このたびこのようなミスがありまして、大変これは遺憾なことであって申しわけなく思っております。

何点か御質問いただきましたので総括的にお答えをしてみたいと思います。

まず2月の決裁の、今、御手元にお配りをいたしております文書でございますけれども、図面は36、伺いは34筆、図面と照合しない。一つわて点検をしたのかということでございますけれども、正直申し上げて、1筆ずつの何筆あるかというような照合作業というものは、私は行っておりません。あの土地全て、あの区域全てを伯耆の国に譲渡をするという考えでございましたので、そのような気持ちで決裁をしたわけでございます。照合をしなかった、それに決裁をしたと言え、この責任は私にもあるわけでありましてけれども、一般的に町長はそこまでは事務の精査までようしませんのでよろしく申し上げます。

それから、この筆数面積が誤りだということでございますけれども、実はそのほかにも、先般全協の中でもお話をいたしましたように、法勝寺小学校の記念碑というものが建っているわけでございます。この面積がちょうど符合するぐらいの面積でございます。なんぼだったかいな、223.28平米というものが記念碑が建っておるということでございます。落合公民館の跡地は197.92ということでございます。本来、この落合公民館跡に記念碑が建っておれば、基本的に間違いではなかったという気がいたしました。しかし、この、また記念碑の223平米の一部

を伯耆の国が駐車場として使っておると。全部ではないわけですが、駐車場として使っていると、そういう問題も明らかになったわけでございます。したがって、私の気持ちの中に、これが交換すれば将来的に、問題ないなという気持ちもあったように、何となくそういう気がしております。決して議会の軽視するというような話でございませぬので、そこはあまり強調していただかんようにお願いします。そういう問題があったということでもあります。

それからもう一つは、再議決をお願いするというので今回出しているわけですが、その当時はこういうところまでの分別が回りませんで、落ちたもの、197.92平米というもの、これが落ちていたわけですが、このものを出しても、議会にお願いしても、金額が載らんということがあったわけですね。金額が載らないもの、そしてまた面積的にも197平米というものは、これは議会の議決要件でもありませんし、そういう議案の提出ができるのかということもございました。

それから、判例というようなものもあって、議会の審議の中で御審議をいただければ、必ずしもそれが全て無効になるということではないというような判例もあるというぐあいに聞きまして、そのような扱いにさせていただいたわけでもあります。

それと、伯耆の国の方ではグループホームの建設を急いでおりまして、できるだけ早く財産の取得をしたいという事情もございまして、これも急いだ理由の一つでございまして、御理解を賜りたいというように思います。

それから財産管理ですが、財産管理は本来きちんとやっていかんといけんというように思っておりますし、今回こういうことで御不審を買ったということについては大変申しわけなく思っておりますが、先ほど総務課長が答弁をいたしましたように、23年度で議決をいただいて、実際の売買は24年度で行い、そして決算を受けるのは25年に受けるわけですね、今受けるわけですね。登記が済んだものについて聞いてみますと、いわゆる決算審査の前に台帳整備をするというようなことをやっておりまして、そういうことから今回判明も、より判明したわけですね。けれども、そういう管理の仕方をしておりまして、スピーディーではなかったということもございまして。

それから、話は前後するかも知れませんが、1億7,100万余の金額でございまして、これは副町長がお話されたように、土地開発公社が購入した経費、費用、保証費や土地代、測量費、金利、そういうものを一切含めておりまして、とにかくこの金額で税金を使って町は買ったわけですから、この金額を割って低く伯耆の国に売るといようなことは、これは町民の皆さんの御理解が得られないのではないかと心配をいたしました。土地の価格は大幅に

低下をしておりましたけれども、何とかこの金額で現にあるわけですから、町が土地開発公社から買った金額として現存しているわけですから、何とかこの金額で買っていただきたいということで買っていただきまして、この金額でとにかくあの区域を全てを購入させていただくということでもあります。不動産鑑定の話は、不動産鑑定士のお方に、参考意見として金額を、単価というものを聞いたということでございますけれども、不動産鑑定士は単価でしか出しません。総額では出さんわけですから、そういうことでございますので、これは参考意見として聞いたということでございますので亀尾議員が御質問になりましたけれども、御承知おきいただきましたと思います。

それから、きょうは臨時議会お願いしましたけれども、災害の臨時議会でございます。先般の監査委員さんの決算審査をいただく中で、監査委員さんの方から御指導いただきましたので、一番直近の議会にこの問題をお話をしてお願いをするということにしたわけでありまして、わざわざこの臨時議会をこのためにしたということではございませんので、御理解をいただきたいというように思います。

それから、改めて伯耆の国よりお金をもらうのかということでございますけれども、そういう考えはございません。改めてということになりますと、この記念碑の問題も整理しなければなりません。町の記念碑が伯耆の国の上に建っているという状況ですから、そこも整理せんといけんということになります。これは伯耆の国の方で、一体的に管理をするということをお願いしておりますので、あえてそういうことまでせんでもいいのではないかと、このまんまにしておけばいいのではないかとこのように思っているところでございます。

それから最後に責任の問題でございますけれども、責任は町の職員が行った責任は全て町長にあるというように思います。もちろん担当者についても責任が発生するわけですが、基本的に町長の名前でやって事務を進めておりますので、この責任は町長にも大いにあるというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（青砥日出夫君）** ほか、質問。

8番、細田元教君。

**○議員（8番 細田 元教君）** 1点だけ教えていただきたいと思います。この議案54号の一番もとになっております地方自治法96条第1項第8号について、さらっと言われましたけれども、これについてもうちよっと詳しく教えていただきたいと思います。

**○議長（青砥日出夫君）** 総務課長、加藤晃君。

**○総務課長（加藤 晃君）** 総務課長でございます。地方自治法96条第1項第8号でございます。

まず、議決を必要な中に、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し趣旨の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、適正な対価なくしてこれを譲渡し貸し付けること。こういうものとか、あるいは不動産を信託すること、こういうものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすることでございます。これによりまして町の方ではその基準を定めておりまして、財産の処分については、700万、それから5,000平方メートルという条件がございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 議案に出ているから、一切もう関係ないっていうかそういうことないと思いますけども、こういう去年の、24年の3月で議決した分が今回また議決すると、新たにするとすることは、地方自治法上には、もう一切間違いないというふうに確認してよろしいですね。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。議会で議決を受けたものについては、議会の議決を経なければ変更できないところでございます。その関係で今回の訂正につきましても議会の議決が必要であると認識しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） 私はどうしてもちょっと納得がいかないんですけども、昨年3月に議決の案件でございますが、その間違いが5月の11日にわかったということでございますけれども、なぜそのときに、先ほど今、総務課長がおっしゃいましたけども、議決案件は議会の議決を経なければ変更できないということであるならば、なぜ早急にわかった時点ですぐ売買契約をする前に臨時議会を開いてでも、この案件を出すべきではなかったのでしょうか。それで、る説明された中に、答弁された中に、無償で渡さんといけんけん困るというようなことがありましたけれども、堂々とそのことも出せばよかったんじゃないですか。私は非常にそのことに対して、私も役場出身でございますけれども、非常に憤慨しております。それで、この2月27日のこの行政財産の用途廃止についてでも、これだけの方が合議で判を押されてるんですよ。このチェック体制はどうなってるんでしょうね。と言いますのが、私が役場の職員の時代に固定資産税の誤賦課の問題が起きました。そのとき以来、役場の職員にはチェック体制の確立ということで非常に厳しいあれがあったはずなんですよ。それで、例えば今現在でも私が税務課に税金を払いに参ります。そうした時に、税務課の職員は1人でやりません。1人の職員が私に対応しますけれども、必ずおつりなんかはその他の職員にチェックをしてもらってから私におつりを出しま

す。それだけのことをやってる職員もあるんですよ。そういうチェック体制の確立を、これは上の方から指導をしてそういうふうになってるんですよ。それなのに上の方がこういう非常にお粗末なミスを犯す、私は非常に納得がこれはいきません。ということで、町長は、まず第1点は、5月11日に間違いが発覚した時になぜ、さっと臨時議会でも開いて出さなかったのか、案件を。ということがまず第1点、お聞きしますし、それからチェック体制について、固定資産税の誤賦課の時からもう10年近くたちますけれども、喉元過ぎれば暑さ忘れるという言葉がありますけれども、その辺のことがきちんと継続してできているのかということをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（青砥日出夫君）** 町長、坂本昭文君。

**○町長（坂本 昭文君）** 町長でございます。先ほど来、なぜそのときに早急に是正しなかったのかということについてのお答えをしておりますけれども、まず議案審議の段階で、とにかく全てを1億7千余で売却をすると、こういういわゆる基本線というものを御理解をいただいております。そこに議決をいただいたという前提でありますので、そこは崩れんということであります。

それから、もう一つは、先ほども言いましたように、記念碑が建っているわけです。記念碑が面積が223.28平米、落合公民館の用地が197.92平米ということで、ほぼ似たような面積であります。そしてしかも記念碑は、一部伯耆の国が駐車場として利用しておると、こういう状況であったわけでありまして、一度にこれ解決はつかんわけでありまして。

それと、一方では、議案として出すにしても、どうしようかというような議案は出せんわけでありまして、こうこうこうでという、今回のような議案を出さんといけんということでありまして、実際問題としてそこまでの整理がつかんかったというのが実態であります。したがって早急になんでは是正せんかったかということでございますけれども、そういう背景もあったということをお理解いただきたいというように思います。

今回、決算審査を受けて御指摘を監査員さんに御報告をして、それなら早期に是正するべきではないかというような御指導をいただきまして、改めていろいろこの議案の訂正の仕方というようなことについて勉強させていただいて、今回こういう災害の臨時議会がございましたので、この機会に是正をさせていただくということでございまして、お腹立ちの点はわかりますけれども、こちらにもそういう事情がいろいろあったということも御理解をいただきたいと思っております。

それから、固定資産税の課税誤りがあった大変な問題を起こしたわけでございます。言いわけをしてもこれはどうしようもありませんので、これはただ申しわけなかったということしかございませんけれども、この起案文書でも何人もの人が起案し、目を通していただいております。

結局、最初の思い込みですね、土地開発公社から買った金額が全てという思い込みでそういうことに事体が発展してきたというのが原因でございます。これだけだということに進んできたということでございます。あのときの教訓が生かされなかったということで、本当にこれは私自身も残念に思っておりますし、指導が足りなかったということだろうというように思います。申しわけございません。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほどから質疑といいますか、答弁を聞いておまして、本当に町長の答弁も本当にいいかげんな答弁だな、つくづく思いました。それは公務員として一番守らなければならない地方自治法、このたびの案件は財産の処分にかかわって、この面積が変更になったということを知っていながら放置した。こんなことは、言いわけは通じないです。全く通じません。そして、そのことを監査委員に指摘されるまでだんまりを決め込んだ、この責任は重大です。わからなければほかで何をやっているかわからない、こういう不信感を募らせる町民もおられるのではないのでしょうか。全く不誠実な答弁でありました。そして、責任に対しても町長が責任があるとは感じているとは言いながら、具体的に自分を処する方針を示さない、こういう態度は全く町民から理解を得られない、強く指摘して討論といたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。私は、このたびのゆうらくの土地売却に関する決算案の訂正についてというところで、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、指摘しておかなくちゃいけないのは、事務処理として大変なミスを犯して町民の方々に迷惑と、また不快感といいますか、不信感を与えたということに関しては冷静になっておわびをしていただきたいということを前提としてなんですけれど、先ほどからいろいろの御説明を聞きまして、あわせて行政財産から普通財産に移すときの稟議書も見せていただきました。説明があったとおりの状況でこの稟議書についても合計で34筆ということになってます。

それをはぐってみますと、この廃止する目的として、譲渡を検討するために用途を廃止する。要するに普通財産に持っていくということ。また、それに対する、なぜ普通財産に持っていくか

ということについては、特別養護老人ホームゆうらくの用地にすると。そして、最終的には伯耆の国に譲渡をしたいというような目的で財産を行政財産から普通財産に持っていかれて、そのときに図面も出てるということです。この図面と、それから私たちが全員協議会で見せていただいた写真等を合わせてましていくと、これはどう考えても私たちがもし役場の職員であっても非常に間違えやすい。そして、当初、西伯町時代に土地開発公社が整備をした部分が全てである。その中に旧の落合の公民館、それから今現在、法勝寺小学校の記念碑が建っているこの筆というものも一緒だったというふうに思っても、これも仕方がないかなという部分がないこともないなということが判明といいますか、見えてまいります。

最初に申し上げましたように、この事務処理の不便というところは町民の皆様方には十分におわびはしていただかなくちゃいけないところですが、この大きな目的は伯耆の国、ゆうらくが譲渡して町の福祉施設をゆうらくが責任を持ってこれから運営をしていく。あわせて新しくできましたゆうらく、落合を含めて福祉を充実していただくということが大きな最終的な問題であったというふうに思います。その中でこの事務的なミスがあらわれて、このたび議決案件の訂正ということになったということで、やはりこれは、この案件については賛成をし、ゆうらくの方々には引き続き頑張って福祉の充実に努めていただきたいということをお願いして賛成の討論いたします。以上です。

**○議長（青砥日出夫君）** 13番、真壁容子君。

**○議員（13番 真壁 容子君）** 今回の議案について反対するし、そういう意味では議案第54号は、本来は議会がこのような議案については議会がすることはできないということ本来言うべきだったというふうに私は考えています。

先ほど町長が議員の質疑に対してお答えになっていて、まずチェック機能をどうするかという点についても今回自分に責任があるんだけど、健康福祉課長が間違っただけを出してきて、それがチェックできなかったと言っているんですけども、余りにもそういうことがずさんだということと、先ほど米澤議員も言っていましたが、5月11日にわかった時点で、どうしてすぐ行政財産を普通財産に変更するというのが内部でもできるのに、それをしておけば財産管理もきちんとできたのに、そういうことをもしなくて、本来できたこともしなくて議会ではつじつま合わせの答弁をしているなという感じにどうしても聞こえてきて仕方がないんです。今まで放置していたと言うけれども、放置していたわりには議決し、契約し、どんどん進んできているわけですね。

その中で、わかっていたことを住民にももちろん言わないし、議会にも何ら言わなかったとい

うのは、この責任は非常に大きいし、公務員としてもましてや町長ですね、町長としての私は責任を問われるし、職員を統括していく公務員としてのあり方にも大きな問題があると言わざるを得ないと思うんです。何回も言いますが、今回の問題はそういうことと同時に土地の問題でいえば、この472筆を町有地の評価額で低いですが、100万ちょっとする土地を行政財産か普通財産か、行政財産のうちに議決もなく持ち主が変わっているという問題で、このこと一つ見ても町長の町の財産管理からしても責任が問われる問題ではないかというふうに思うんです。このことについては無償で渡すなら渡すなりのことを言わなければ、私は町長が著しく地方自治法の237条の財産管理等の問題に引っかかってくるというふうに考えざるを得ないのです。

この場所で黙って過ぎたら賛成多数で通るのかと思っておられるか知りませんが、これでは議会も含めて町政に対する不信というのはおさまるところか強まる。そういう意味では、町の仕事も非常にしにくくなるのではないのでしょうか。そういうことを考えたら、町長、これは本当に小さな問題ではなくて、ここに至った原因について真摯に反省をして、責任と所在を明確にして処罰等をしっかりとすることと、今後の改善策として出していかなければ、仮に議会が通ってもこのようなことが次々と起こってくるということが考えられるのではないのでしょうか。

いみじくもこの議員の中には、自分たちは執行部の出してくることを信用している、こういうふうにおっしゃって町長は信用してほしいと言っていました。もしそうであれば、出してくる議案が本当に間違いであれば間違いで申しわけなかったと即刻するという、この姿勢がいるのではないのでしょうか。そういうところで私たちは初めて地方自治法や法を遵守して信頼関係保てるし、町民に責任持てるということになるのではないのでしょうか。そういうことから見れば、今回の問題は仮に今回、賛成多数で通ったとしても大きな禍根を残すし、私は住民に対しての町長の説明が成り立たない段階では町長の責任は非常に重いと指摘せざるを得ないし、今からでも遅くはないので、しっかりとおわびして処分を考え、是正策をすることを求めて反対いたします。

**○議長（青砥日出夫君）** 11番、秦伊知郎君。

**○議員（11番 秦 伊知郎君）** この案件につきまして賛成の立場で意見を述べたいというふうに思います。しかしながら、監査委員に指摘される、あるいは採決をされる議案を出される前に何ら議会に説明がなかったという点につきましては、議会人としては非常に残念であります。

しかしながら、この議案の採決の件であります。これによって何らゆうらくの活動について変わるものではありません。確かに説明は非常に不十分な点もあったというふうに考えておりますが再び、購入した土地の面積の価格を同じ金額で売却するということに対しては当時10年ほど前ですか、購入した価格が現在2割程度下落しているという説明からしましてもいたし方がない

のかなというふうには思っております。

町長は、自分にも責任があるというふうにおっしゃいました。先ほど真壁議員から責任の所在という件もありましたが、やはり責任の所在というのは少し明確化された方がよろしいのではないかなというふうには思っております。しかしながら、総体的にはこの議案に対しては賛成であります。以上です。

**○議長（青砥日出夫君）** 12番、亀尾共三君。

**○議員（12番 亀尾 共三君）** 私は、議案第54号、ゆうらく土地売却に関するというこの議案なんですが、反対の立場であります。

先ほど賛成者の討論であったんですが、先日の全協に出されました資料を見て、非常に間違いやすいのだということで仕方がないかなという言い方だったんですが、私は先ほど質疑の中でも申し上げました。財産管理は、これは個人のもんだないんですよ。町有財産というのは町民全体の財産なんです。だから、仮に言えば、厳密に言えば、スコープ一杯の面積でもこれは町民全体の貴重な財産なんです。それを見落としやすいから仕方がないかないかという言い方、もってのほかですよ。私は、行政が間違っただけで資料に基づいて議会に審査をお願いしておきながら、それをまた今、間違っただけをそれも間違えやすいからというような理由でこれを賛成するということ、このことは行政はもちろんですが、議会そもそも何たるもんだと。住民から、町民の人から信頼をますます失いますよ。私は、このようなことはあってはならないし、それから先ほど町長が米澤議員の質疑のときだったと思うんですけども、なかなかこの議案が成案ができないというようなことを言っておられたのですが、しかしこれでいろいろなところから相談され、問い合わせられたと思うんですが、少なくとも1年数カ月も時間かかるなんていうことは怠慢も度が過ぎると言いたいんです。率直に本当に人間のことでありますから間違いがあるかもしれません。しかし、そのときは率直にいち早く事実を知らせて再度お願いする、このことをやるべきなんです。1年数カ月もほっといて、今さら監査から指摘を受けたので出されたというんですけども、積極的な姿勢ではありませんね。後ろに下がりながらの提案ではありませんか。このようなことで私は承認することというのは到底できるものではありません。そのような理由から反対するものがあります。

**○議長（青砥日出夫君）** 8番、細田元教君。

**○議員（8番 細田 元教君）** この議案54号、大変遺憾なことをごさいまして、執行部がやる今、反対意見、反対討論言われたことをそのまま本当にそのとおりと私も思います。米澤議員も言われましたそのとおりです。そのとおりですが、それを本当に真摯に受けとめて今後を改善

していただきたいことは私の要望でございます。

また、一番最初の議案は、私たちがつくった社会福祉法人伯耆の国、南部町、旧西伯町、会見町とつくった社会福祉法人、伯耆の国がひとり立ちするためにこの土地を買った値段で譲ると。買ってもらってやってひとり立ちしてでっていう町の福祉施策の大きな一つの政策でした。その中で、この議案書、今、もらいました資料を見ましても土地は全部の土地になってます。ただ、提案されたこの議案書ですが、たくさん判こがついてあるものですね。その中で、南部土地開発公社が買った土地の筆数、そのままをうのみにされたという大きなヒューマンエラー、思い込みでございます。気持ちとしては当然、このペーパーもんで全部この土地でございますと言ってあるのに、中身のこれが南部土地開発公社から買った、売った値段、土地、そのままのみにしたという大きな問題があったのが事実であります。それをこのように今、わかったということでございます。

町の大きな福祉施策の目から、観点から見ましてもこれは大きな瑕疵があったことを認めていただき、町民に深くおわびいたしまして、このことについては大きな南部町のこれから福祉施策を進めていくためにも独立した社会福祉法人伯耆の国がひとり立ちして、これからますます進んでいくためにも必要な施策でありましたので、これに関しては再度言いますが、町民に対してすごい瑕疵があったということをお認めていただき、おわびしていただきまして、これについては賛成いたします。

**○議長（青砥日出夫君）** これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第54号、ゆうらく土地売却に関する議決案件の訂正についてを採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり決することに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（青砥日出夫君）** 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで10分休憩いたします。再開は3時半です。

**午後3時18分休憩**

-----  
**午後3時31分再開**

**○議長（青砥日出夫君）** 再開いたします。9番、石上議員は治療のため、病院に行かれましたので、よろしく申し上げます。

## 日程第5 議案第55号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第55号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。

---

### 議案第55号

#### 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）

平成25年度南部町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,977,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年8月16日

南部町長 坂本 昭文

平成25年8月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

---

まずは、歳出の方から御説明申し上げます。6ページの方をお開きください。

10款災害復旧費、1項1目農地災害復旧費2,745万円を増額いたしまして、2,745万2,000円とするものでございます。内容といたしましては農地災害の復旧事業ということで、補助、単独それぞれにございますが、補助の方といたしまして委託料、単独の方といたしまして工事請負費の方を計上するものでございます。

2目農業用施設災害復旧費1,350万円を増額いたしまして、1,350万2,000円とするものでございます。これにつきましても同様に、農業用施設災害復旧事業の補助、委託料ですが、これと農業用施設災害復旧事業、工事請負費、これを単独でお願いするものでございます。

3目の林業施設災害復旧費でございます。1,500万円を増額いたしまして、1,500万

2, 000円とするものでございます。これにつきましても同様に、委託費、工事請負費とございますが、委託料といたしまして林道災害復旧事業の補助、それから単独といたしまして林道災害復旧事業の工事の主なところで計上しております。

それから、10款災害復旧費の2項1目道路橋梁災害復旧費でございます。2, 205万円を増額いたしまして、2, 205万2, 000円とするものでございます。これも同様に委託料と工事費でございます。道路橋梁災害復旧事業委託料補助として、それから道路橋梁災害復旧費工事費を単独として計上しているものでございます。

2目の河川災害復旧費でございます。1, 000万を増額いたしまして、合計1, 000万とするものでございます。これにつきまして委託料といたしまして、河川災害復旧事業を計上するものでございます。

前ページの方にお戻りください。歳入の方を御説明いたします。

まず、お断りしておきますが、冒頭、副町長の方が申しましたが、このたびの予算につきましては、まだ激甚になるという前のもので組んでおりますので、この数字につきましては今後変動することがございます。負担金の方は減るとい形になると思いますが、そのことを念頭に置きながら御審議をいただきたいと思っております。

歳入といたしまして、12款分担金及び負担金でございます。1項1目農林水産業費分担金でございます。341万円を増額いたしまして、619万6, 000円とするものでございます。内訳といたしまして、農地災害復旧事業分担金191万1, 000円、農業用施設災害復旧事業分担金といたしまして149万9, 000円でございます。

19款繰越金、1項1目繰越金でございます。1, 969万円を増額いたしまして、3, 469万円とするものでございます。これはかかる事業費から町債、それから分担金引いたものを繰越金の方で宛てがうものでございます。

21款町債、1項6目災害復旧事業債でございます。6, 490万円を増額いたしまして、6, 490万円とするものでございます。内容といたしまして、農林水産業施設災害復旧事業債ということで、農地の補助災害、農業施設の補助災害、農業施設の単独災害、林道の補助災害、それから林道の単独災害の方を計上いたしております。これは3, 290万円でございます。それから、公共土木施設災害復旧事業債ということで公共土木施設の補助災害、それから単独災害の方を3, 200万計上しておるところでございます。

3ページの方にお戻りください。第2表、地方債の補正でございます。

追加といたしまして、公共土木施設災害復旧事業ということで、3, 200万円の限度額でお

願います。起債の方法は証書借入れ、利率は5%以内、償還の方法につきましてはここに記載のとおりでございます。

農林水産業施設災害復旧事業といたしまして、3,290万円を限度額として定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

それから、7ページの方にお進みください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。このたび、区分2の災害復旧債の方を、6,490万円限度額を見込んでおりますので、この分が当年度中に起債の増加見込みになるものでございます。当該年度末現在高見込額を73億8,474万8,000円とするものでございます。以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（青砥日出夫君）** 建設課長、頼田泰史君。

**○建設課長（頼田 泰史君）** 建設課長でございます。事業別説明資料で2点ほど訂正をいたします。よろしく願いいたします。

2ページになります、中ほどです。状況と書いておまして、応急工事と書いております括弧の?牛工区のところですけども、寺内川としておりますのを寺谷川に訂正をお願いいたします。

それから、5ページでございます。5ページは、対応策のところの、丸で応急工事としておりますのを、委託業務に変えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。もう一度申します、5ページ、中ほどでございます。対応策の下側に黒丸がありまして、応急工事と書いておりますけども、これは上の状況と同じように委託業務の間違いでございますので、委託業務に変えてやっていただきたいと思っております、よろしく願いいたします。

**○議長（青砥日出夫君）** 提案に対し、質疑はありませんか。

5番、植田均君。

**○議員（5番 植田 均君）** 災害復旧で、激甚災害に指定ですか、特別指定されたということで、8月15日に内閣府が南部町の災害に激甚災害を適法するといえますか、そのことによりまして最大93%の補助があるということですけども、そうしますと、まだどの程度のそれぞれ工事別にいろんな認定の作業がこれからあると思っておりますけども、私が聞きたいのは、繰越金の繰り入れがありますよね。繰越金の繰り入れ、今回の予算で見ますと1,969万繰り入れる予算になっておりますが、補助金が入ることによりまして、この繰入金がこのままいくと少なくなるということになりますけれども、その分を、93%が仮に適用になっても地元負担金は7%残るわけですね。その点について、町の上乗せを考えていく考えがあるかというのが私の質問です。

**○議長（青砥日出夫君）** 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。個別の数字はもちろん今のところは持ち合わせておりませんが、総体の話としまして、今までのやり方で申しますと、激甚災になりましてもその部分は地元負担がまたさらに圧縮するという考えではやっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私たちも議会として現地を見てまいりました。過疎が進んでいる地域だと思うんです。そういう田や畑、それから河川とか道路とか、道路、公共施設は100%いくと思いますけども地元負担がある部分については、本当にこの過疎を促進してしまうっていう危機感を持っています、私は。議員もそのように考えておられる方もおられるのではないかと思いますけど、この繰越金をこのまま補助率の上乗せにすべきではないかと思うんですけど、町長の判断一つだと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたび7月15日に時間雨量68ミリ、累積で200ミリ以上の豪雨になりまして、大きな災害が発生を致しております。当初は激甚災害にならないのではないかと、このように考えて事務を進めておりましたけれども、政府の方で全国的に6月の8日から8月9日の各件をまとめますと、それなりの被害になるわけでありまして。そういう判断で激甚災に指定すると、こういうことになったわけでありまして、そういう意味からいいますと、非常に町としてはよかったなど、不幸中の幸いと言いましょか、財政的な支援が充実するわけですから喜んでいるわけでありまして。

ただ、激甚災になったといっても全額見てくれるわけではございませんし、当然、地元の負担というのは有ります。それから御提案をいただく件については、いわゆる災害にならない部分、植田議員の話を転じますと、繰越金がなかったときには、ほんならせんでもいいというような理屈にもなります。繰越金を転用したらどうかということですから、繰越金がなかったときにはせんでもいいのかということもあるわけですね。そういうことではなくて、繰越金があろうがなかろうが、今回の災害に対して御指摘いただくように、過疎地で大きな負担をしてまで農地の災害復旧するという気持ちになかなかなられんわけでありまして、何とかそこを支えていくべきではないかというように思っております。いわゆる災害の対象にならないものですね。40万円以下、こういうものがたくさんございます。そういうものについて、従来考えていなかったわけですが、今回、15%程度の負担で災害復旧に取り組んでいただくようにしたらどうかというように、今考えているところであります。

きょう、御提案いたしましたのは、これはいわゆる応急工事や、あるいは測量試験費の部分でありまして、激甚災についてのものについては、従来のルールどおりやりたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほか、13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 説明資料の1ページ、2ページ、3ページ、4ページに関連するんですけども、ここで、単独事業と補助事業と出てきますよね。補助事業の15%は先ほどのあれでわかるんですけども、今回激甚指定を受けた場合に、この単独の事業等っていうのはどうなるんですか、予算等について。その考え方はどうなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。まず、今回、単独事業として上げておりますのは、先ほど町長も申しましたけども、災害の復旧工事ではございませんで、その前段で土砂を撤去するとか、災害普及に向けての測量設計をすることによってという費用でございます、言われるような部分じゃございません。（発言する者あり）はい、ということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山浩です。先ほど植田議員の御質問であった、激甚になったら今回の財源の中の繰越金が減るっていうのは、それは本当なん……。そういう解釈でいいんでしょうか。この資料の1ページ目のところの、この歳入のところの割合が変わるだけで、総トータルで必要なお金っていうのは変わらないっていうふうに思っておったんですが、そうではないということなんですか。

○議長（青砥日出夫君） 頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。総体の金額は変わらないで、補助の方が上がってくる格好になりますので、言ってみれば、一般財源部分の持ち出しはそれなりに少なくなっていくということだと、分担金の方も少なくなるんですけども一般財源の持ち出しも少なくなるという理屈になると思っております。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井です。このたびの被害なんですけど、特に中山間地域である？牛それから赤谷、というところが大変な被害を受けて、また東長田、江原とか金山の方も大変な被害を受けてるんですが、特にそういった所は、中山間地域ということで、今度耕作放棄をしていく方もどんどんふえていくんじゃないかなという心配をしているんですが、私もある住民の方から説明を受けて、15%という負担金の中で、大体80万ぐらい要る田んぼらしいん

ですけれど、それをどうするか、特に中山間地域に入ってる方については、多分直していかないと、その全体的な方に迷惑もかかっていくんじゃないかなというふうに思いますが、その辺の状況と、それから中山間地域に入っていない方も、若い方が、若いもんに聞いてみたけど金かけるほどのあれじゃないし、もうやめらいやというような声も出ているという話を聞いて、いや、もうちょっとしたら激甚になって災害の指定も受けて、負担も少なくなるかもしれないから、もうちょっと様子を見てそれから結論出された方がいいじゃないですか、というような話もしたんですけれど、今回の補正については、応急の手当というような補正なんですけれど、これから本復旧に対する補正予算なんかも組んでいかれると思うんですけど、これからそういった放棄をされないような形で、復旧も進めていただきたいなというふうに思うんですけど、その点についてのこれからの対応とかがあれば、そういった特に中山間地域を守るための対策とか何かありましたらば、教えていただければと、答えていただければというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。激甚災害になりますと、それこそ負担していただく金額が下がりますので、もう一度皆様方にその辺を説明させていただいて、負担していただく金額が、例えば10万だったものが5万になりますのでという説明をさせていただいて、改めて、どうされますでしょうかということ、一応皆さんにお聞きするように考えておりました、補助の方はそういうことでございます。

それから先ほど町長が申しましたとおり、40万円以下の対策というのも考えていかないといけませんので、これも新しい制度をつくりまして、その中で、どうでしょうかという呼びかけをして、なるべく議員が言われますように中山間で、もう農業を諦められることがないように手だてはしていきたいというふうに考えております。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。

現在、中山間直接支払制度ということで、交付金の方、39協定あるわけですけれども、このたびの災害で被災をされた農地につきましては、26年度までに復旧をするということを前提にいたしまして、今年度中に復旧計画の方を提出をいただくものにつきましては、従来どおりの交付金をお支払いをするということになっております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 特に、中山間直接支払に入ってる方、本人さんがもし放棄されれば、今度はその全体、一団地全体に責任がかかってくるということになると思うんですが、やは

りそういった面のところについて、もうちょっと手厚い対応とか、そういったことを行政としても組んでいただきたいなというふうに思うんですが、それについてはどういうふうにこれから対応していこうというような考え方もあれば教えていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。中山間の協定にも2とおりにございまして、8割協定、10割協定と言うんですが、10割協定を結んでいただいておりますものにつきましては、その地域で仮に耕作ができなくなったというような方が生じて、その地域全体でその方の耕作地をカバーをしていくんだと、そういう取り決めがなされております。そういった部分で、みんなで力を合わせてその農地を守っていくんだと、そういう意識が根底にある取り組みでありますので、そこを応援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

先ほど景山議員の御質問で、課長が答弁しましたが、今回提案してる予算書では、激甚災になったからといって繰入金が少ないことにはなっておりません。歳入が分担金と繰越金と起債で歳入しておりますので、補助率が上がったからといって繰入金が少ないということにはならないわけでありまして、わかっておられると思いますけど御承知おきいただきたいと思っております。

それから、中山間に限らず今回の災害については、非常にゲリラ豪雨というようなことで、やる気をなくすようなひどい災害になっております。激甚災の適用になって補助率が上がれば、もう一遍考えてみようということになろうと思っておりますけれども、その事業説明書見てもらうとわかりますけれども、143カ所も被害があつて被害報告がありながら、委託業務は17カ所ということですから、あとは結局これに載ってこんということでもあります。したがってこの120カ所以上の皆さん方に、これは何とか、激甚災になったので、災害で手を挙げていただきたいというお願いをもう一遍せにゃいけんと思うわけ。さっき言ったとおりであります。

それともう一つは、この箇所数の中には、いわゆる災害の査定を受けると、ブロック積み、きちんとした国のおめがねにかなった工法ではねをかけてせんといけんわけです。ところが、例えば土のうを積み上げて桁を直すと言え、随分安くて済みますし、それなりの効果もあるわけでありまして、そういう軽微なものも含まれております。その軽微なものについて、従来あんまり面倒見てこんかったわけですが、今回、一般の災害が起きたときには15%の負担をしていただくわけですが、それにあわせて15%ぐらいの負担で40万円以下のものですが、

も、支援をすることはどうだろうかということで、今、議会にまだ御承認をいただいたわけではないわけですが、そういうことでちょっと打診をして、希望者を募るということで進めてみようという気持ちになっております。できるだけ負担を低く、取りかかりやすいようなことを進めたいというように思います。それから、もちろん負担金の融資だとかそういうものは当然考えていきたいというように思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
議案第55号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第56号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第56号、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。議案第56号、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中災害応急復旧費860万円の財源にあてるため、企業債700万円を借り入れる。

収入。第1款、収益的収入、補正予算額、155万、合計1億9千779万4,000円でございます。

支出。第1款の収益的支出、855万円補正をいたし、2億479万4,000円でございます。

第3条、企業債でございます。予算第6条に定めた企業債に、災害復旧費に対する起債として次のとおり追加する。

起債の目的、災害復旧、限度額、700万円、起債の方法、証書借入、利率、5%以内。償還方法につきましては下記のとおりでございます。

13ページをごらんください。収益的収入及び支出の中の収入でございます。款水道事業収益、2で営業外収益、4で国県支出金といたしまして155万円を補正いたしまして、水道事業収益1億9,779万4,000円とするものでございます。この155万円につきましては応急費310万円の2分の1の155万円を簡易水道施設災害復旧費国庫補助金といたしております。

はぐっていただきまして、支出の説明いたします。

水道事業費用、1の営業費用、補正855万円、計で1億7,006万3,000円でございます。

1目で原水及び浄水費といたしまして、委託料550万円。修繕料といたしまして、災害復旧、水源仮設工50万。災害応急復旧、仮設管設置170万円。

2の配水及び給水費といたしまして修繕料、災害応急復旧、仮設タンクの設置で60万円。給水配水設備修繕費、これは5万円の減額をいたします。次、委託料は災害応急復旧、給水運搬で30万円。合わせまして855万円の補正をいたしております。説明終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（青砥日出夫君）** 提案に対して質疑ありませんか。

5番、植田均君。

**○議員（5番 植田 均君）** 今回の補正予算は、このたびの水道に関する災害に予算をするものだと思いますけれども、企業債が700万円と県の国庫補助金が155万円、こういう中身でないかと思えますけれども、これを私は、企業債700万円をこの会計で起債するわけですけれども、長期的に見て水道事業は必ずしも、単独運営しておるわけですけれども、今回の借り入れというのはまた大きな負担になると思うんです。町が会計を補助するということが少しでもできないかということを考えるんですけども、今のこの水道会計、見たときに今回の700万円の起債が大丈夫かということを少し感じましたので、ちょっとおかしな質問になりましたけれども、町の補助はしていかないと厳しいのではないかと。水道料金に跳ね返っていかないかということをご心配しております。以上です。

**○議長（青砥日出夫君）** 総務課長、加藤晃君。

**○総務課長（加藤 晃君）** 総務課長でございます。この起債につきましては元利償還2分の1

を特交の方でもらうようにしてございまして、それを繰り出す予定にしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 半分特交で来るということですけども、350万が実質残るわけでした、経営的に即厳しくなるというようなことはないというふうに考えておられますか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長です。それにつきましては上下水道課、経費を削減しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 3番、米澤睦雄君。

○議員（3番 米澤 睦雄君） ちょっと教えてください。平成25年度南部町水道事業会計予算明細書の収益的収入及び支出のところなんですけども、国県支出金が155万ありますが、これは先ほど課長は応急費の310万円の2分の1とおっしゃいましたよね。それで、ちょっと支出の方を見てみるんですけども、応急関係を足してみてもどうしても305万円にしかならないんですけど、これはこれでいいんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 応急費は今のところ310万円ありまして、その2分の1、155万円が国県の補助でございます。合わない5万円につきましては配水及び給水費の給水、配水の整備の修繕費、一応、当初予算で800万組んでますので、その5万円を組みかえるというふうにやっております。起債につきましては10万円単位で借りるということになってますので、こういう予算書にしております。よろしいでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第56号、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決をいたします。

議案第56号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第5回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成25年第5回南部町議会臨時会を閉会いたします。

午後4時10分閉会

---